

周南市 高齢者 プラン

第8次老人保健福祉計画
第7期介護保険事業計画

平成30(2018)年度
～平成32(2020)年度



計画の基本理念

**住み慣れた地域で
“共に” 支え合うまちづくり**

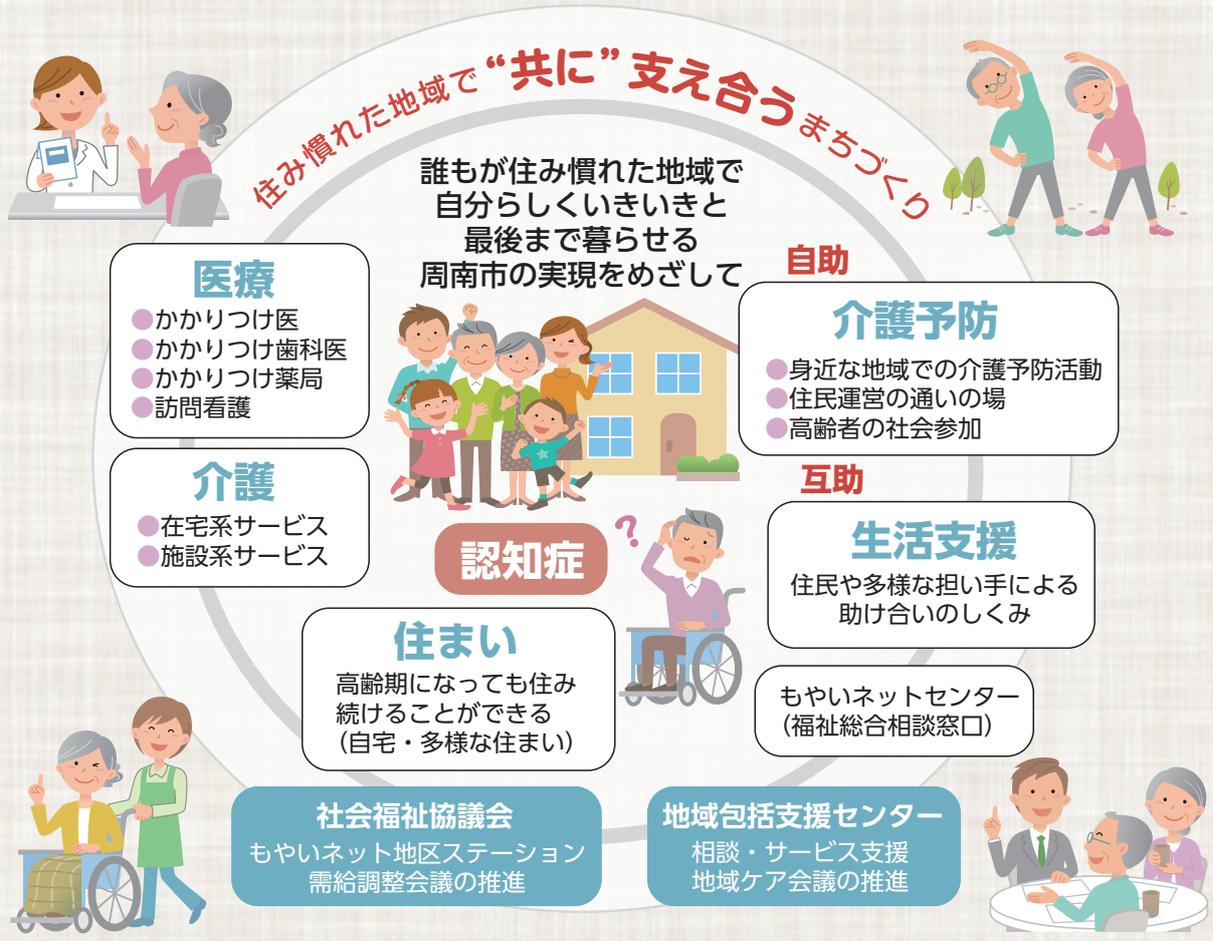
～共に支え合い、共に助け合い、共に分かち合い、
高齢者が住み慣れた地域で
安心して暮らし続けられる地域社会の実現～

平成30年3月
周南市

1 計画の概要

● 策定の趣旨

- ◆これまで、「高齢者が地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けた、地域で支え合う“もやい”[☆]のまちづくり」を、基本理念・基本目標として、地域包括ケアを進めるべく取り組んできました。
- ◆この理念を継承しながら、すべての高齢者に、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていただくため、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいがづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることを目的とします。



☆“もやい”とは、「共にに行い」「共に分かち合う」を意味します。

● 計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年度を見据えた、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間を一期とする計画とします。計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行います。

計画期間	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)	37年度 (2025)	38年度 (2026)	
					<平成37年度までの見通し>								
	第6期計画 (第7次老人保健福祉計画 ・第6期介護保険事業計画)			第7期計画 (第8次老人保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画)			第8期計画 (第9次老人保健福祉計画 ・第8期介護保険事業計画)			第9期計画 (第10次老人保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画)			

● 計画の基本理念と基本目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進**していくことが重要であることから、

住み慣れた地域で“共に”支え合うまちづくり

を本計画の基本理念とします。

また、基本目標を「**共に支え合い、共に助け合い、共に分かち合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現**」とします。



● 介護保険制度の主な改正

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう制度化
 - ・ 介護保険事業計画の策定にあたり、国から提供されたデータの分析の実施
 - ・ 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載
 - ・ 介護保険事業計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告 等

② 医療・介護の連携の推進等

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、新たな介護保険施設「介護医療院」の創設

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 「我が事・丸ごと[☆]」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める。
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけ

④ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 平成 30(2018)年8月から利用者負担割合が現行 2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合は3割とする。
- 各医療保険者の2号被保険者に係る介護納付金を、平成 29(2017)年8月から平成 32(2020)年度まで段階的に、被用者保険間で「報酬額に比例した負担(総報酬割)」とする。

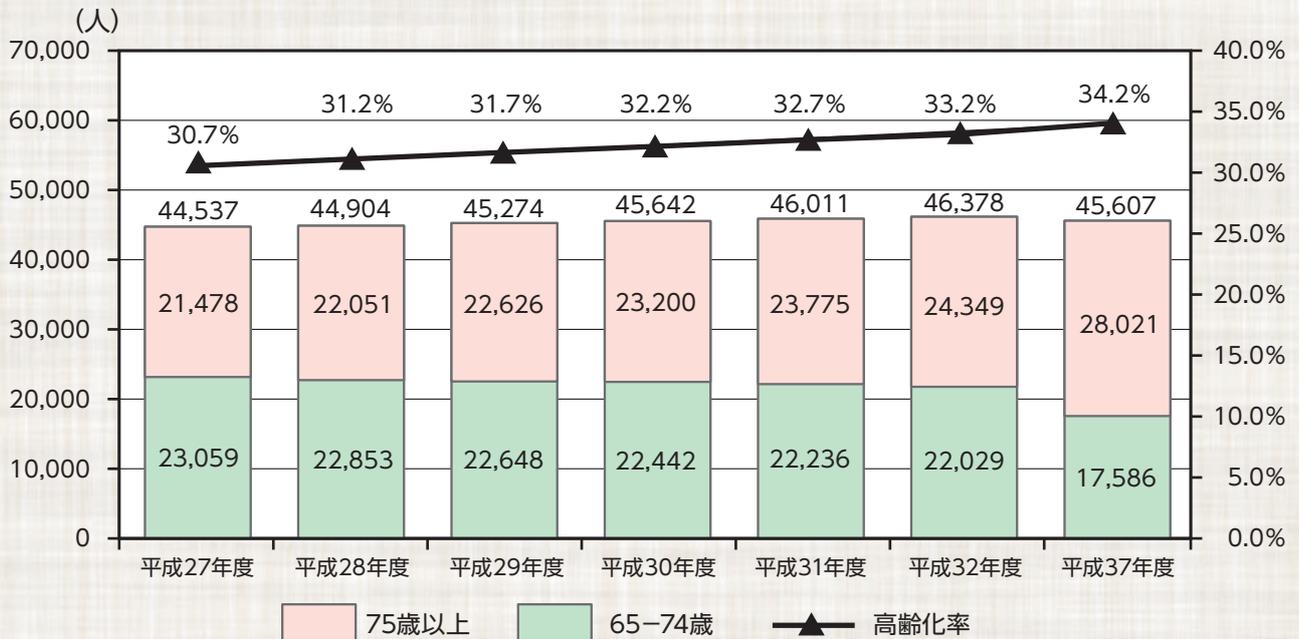


☆「我が事・丸ごと」の理念とは、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことを意味します。

2 高齢者の状況

● 高齢化率等の推移

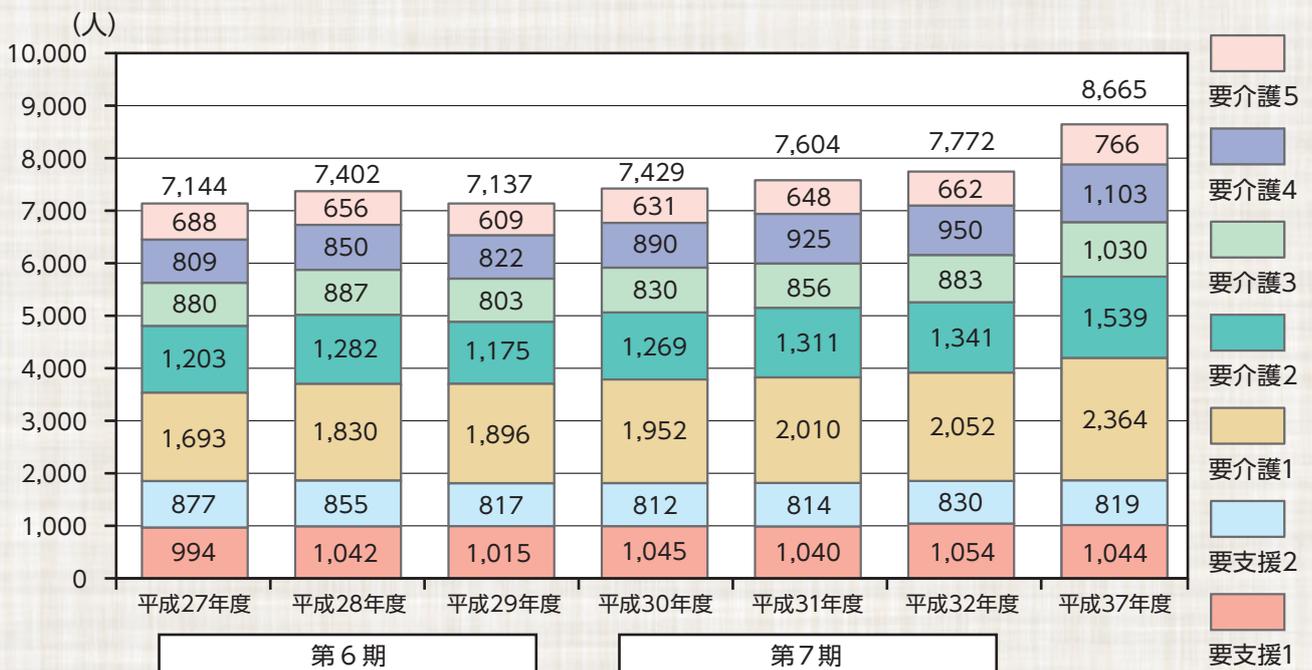
本市の65歳以上の人口は、平成32(2020)年度まで増加し、その後は減少しますが、75歳以上の人口は今後も増加するものと見込まれています。



出典：平成27年国勢調査に基づく推計

● 要支援・要介護者数の推計

本市の要介護(支援)認定者数は、75歳以上の人口増加に伴い、増加するものと予想されます。



3 計画の体系

● 計画の基本理念と基本目標

基本理念

基本目標

基本的方向

住み慣れた地域で、共に、支え合うまちづくり

共に支え合い、共に助け合い、共に分かち合い、
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現

■高齢者福祉施策の展開

1. 健康づくり・介護予防の総合的な推進

施策等
記載項目

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価
- (3) 高齢者への生活支援事業の推進

2. 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

施策等
記載項目

- (1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出
- (2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策等
記載項目

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進
- (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 認知症施策の総合的な推進
- (6) 虐待防止・権利擁護の推進
- (7) 安心できる居住の場（住まい）の確保

■介護保険事業の展開

4. 介護保険制度の円滑な運営

施策等
記載項目

- (1) 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み
- (2) 日常生活圏域と介護保険サービスの基盤整備
- (3) 第1号被保険者の負担割合の変更及び保険料率
- (4) 2025年のサービス水準等の推計及び第7期計画の目標
- (5) 介護給付等の適正化への取組及び目標
- (6) 人材の確保及び資質の向上
- (7) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

4 基本的方向(計画目標)・基本施策・取組の柱

計画目標 1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

(1) 健康づくりの推進

- ・健康寿命の延伸を目的とする「しゅうなんスマートライフチャレンジ」の参加者増、健康教育・健康相談等を実施
- ・疾病の早期発見・早期対応(がん検診、特定健診、歯周疾患検診の実施)

(2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価

- ・新しい総合事業における住民主体のサービス提供体制の充実
- ・市民の自主的な介護予防活動を支援(「住民運営の通いの場」の拡大、リハビリテーション専門職の派遣の継続)
- ・介護予防の普及、自立支援、介護予防・重度化防止の評価

(3) 高齢者への生活支援事業の推進

- ・高齢者が自立した生活ができるよう支援、移動手段の確保

計画目標 2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

(1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出

- ・老人クラブ活動への助成、輝き周南大学の開催などを通じた生涯現役社会づくりの推進

(2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進

- ・就労・就業の支援(シルバー人材センター・高齢者生産活動センター等)
- ・高齢者が生活支援サービスの担い手となるなど、高齢者が支えられるだけでなく、支える側で活躍できる仕組みづくりの検討

計画目標 3 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 相談・支援体制の充実

- ・地域包括支援センターの機能強化

(2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進

- ・市内全 31 地区で、地域のニーズと課題を把握し、助け合い活動を推進するための協議体の立ち上げと活動を支援

(3) 地域ケア会議の推進

- ・地域での関係者のネットワークの構築を推進し、多職種協働のもとで「地域ケア会議」を実施

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ・引き続き「あ・うんネット周南 在宅医療介護連携会議」を中心に医療・介護の関係者の連携を推進し、在宅医療と介護の課題について検討。成果を専門職・市民に発信

(5) 認知症施策の総合的な推進

- ・認知症の人を介護する家族の負担軽減を図るため、認知症家族会等の支援を実施
- ・認知症に関する相談支援体制の充実と早期診断・早期対応
- ・キャラバンメイトを活用した認知症サポーター養成講座を実施するとともに、認知症サポーターの活用を促進

(6) 虐待防止・権利擁護の推進

- ・高齢者虐待防止、早期発見の取組を推進
- ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及啓発や活用により、自立した日常生活や金銭管理の援助等の実施

(7) 安心できる居住の場(住まい)の確保

- ・公営住宅の高齢者向け住戸供給等の検討、実施
- ・養護老人ホーム「きさんの里」を平成 32 年度に全室個室として改築予定(定員は 130 人→110 人)

計画目標 4 介護保険制度の円滑な運営

5 介護保険事業の見込みと保険料の算出

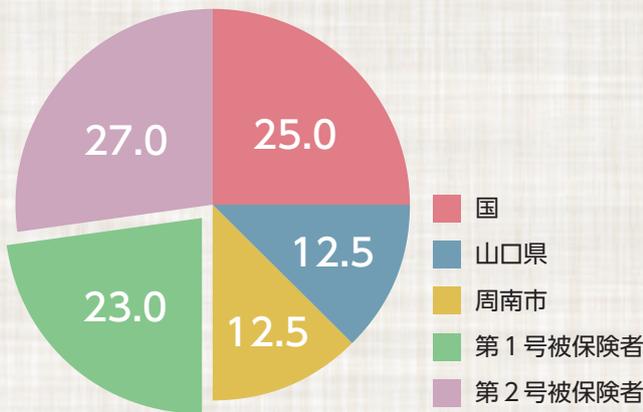
● 第1号被保険者保険料の負担割合

介護保険事業に必要な費用は、公費(国・県・市)と65歳以上の第1号被保険者の保険料、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で負担します。

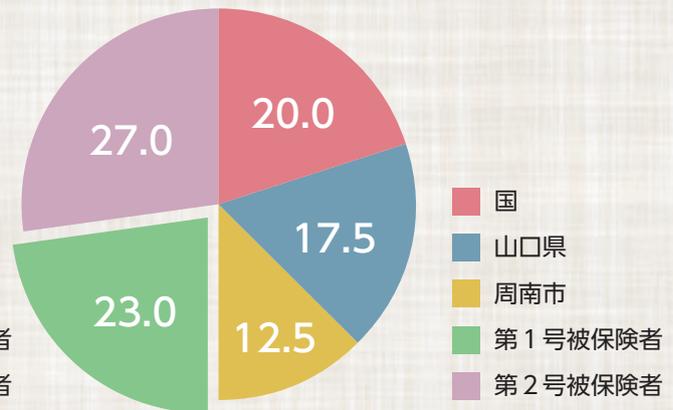
65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、第6期計画期間(平成27～29年度)は全体の22%でしたが、第7期計画期間(平成30～32年度)は23%となります。

介護給付費の負担割合

■ 居宅給付費

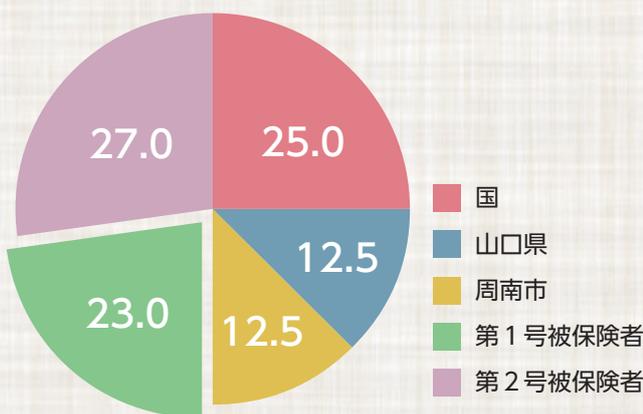


■ 施設等給付費

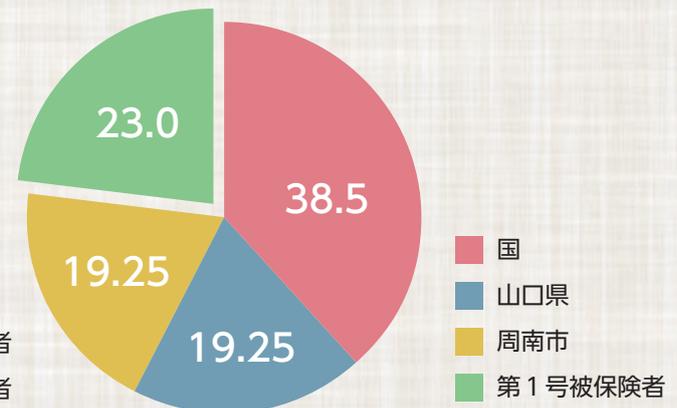


地域支援事業費の負担割合

■ 介護予防・日常生活支援総合事業



■ 包括的支援事業及び任意事業



● 標準給付費、地域支援事業費の推計

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの介護保険事業の標準給付費は約355億6千万円、地域支援事業費は約20億6千万円と推計されます。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額	11,320,442	11,895,187	12,339,614	35,555,243
地域支援事業費	671,802	689,322	702,764	2,063,888

● 保険料の算出

介護保険制度では、市の保険財政運営の安定を図る観点から、第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間で均衡を保つように定められています。

本市における平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの第1号被保険者の基準月額保険料は、4,880円となります。

この基準月額保険料に、所得に応じて設定する保険料率を掛け、それぞれの保険料を算出します。

段階	対象者	保険料率 (軽減後)
第1段階	1、生活保護受給者の方 2、世帯が市民税非課税で次のいずれかの方 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50 (0.45)
第2段階	世帯が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75
第3段階	世帯が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75
第4段階	本人が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.85
第5段階	本人が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	1.90
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	2.20
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上の方	2.50

周南市高齢者プラン（第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画） 概要版 平成30年3月

編集・発行 周南市 福祉医療部 高齢者支援課

〒745-0032 山口県周南市銀座2丁目13番地 電話 0834-22-8467 FAX 0834-22-8251